

4-18 ばいじん類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の設置状況
(平成19年3月31日現在)

種類 市町村名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 事業場数
	鉄鋼業焼結施設 焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉		
大阪市		10 (10)		2 (2)	62 (62)	74 (74)	43 (43)
堺市		5 (5)		7 (7)	45 (45)	57 (57)	37 (37)
岸和田市		1			10	11	7
豊中市					6	6	3
池田市					4	4	2
吹田市					13	13	6
泉大津市					3	3	3
高槻市					14 (14)	14 (14)	7 (7)
貝塚市					8	8	4
守口市					1	1	1
枚方市		1			18	19	11
茨木市					8	8	2
八尾市				11	8	19	9
泉佐野市					3	3	3
富田林市					5	5	4
寝屋川市					7	7	4
河内長野市					7	7	5
松原市					4	4	3
大東市					6	6	3
和泉市					10	10	6
箕面市					3	3	1
柏原市				4	7	11	5
羽曳野市				1	2	3	3
門真市					3	3	2
摂津市					6	6	5
高石市					2	2	2
藤井寺市					2	2	2
東大阪市					16 (16)	16 (16)	6 (6)
泉南市					4	4	3
四条畷市					4	4	3
交野市		2			0	2	1
大阪狭山市					3	3	2
阪南市					2	2	1
島本町					2	2	1
豊能町					0	0	0
能勢町					0	0	0
忠岡町					6	6	2
熊取町					4	4	3
田尻町					4	4	2
岬町					2	2	2
太子町					1	1	1
河南町					3	3	3
千早赤阪村					1	1	1
合 計	0 (0)	19 (15)	0 (0)	25 (9)	319 (137)	363 (161)	214 (93)

(注) 1 () 内は政令市分で内数である。

2 亜鉛回収施設としては、焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。
アルミニウム合金製造施設としては、焙焼炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。